

日本ALS協会岩手支部喀痰吸引等研修（第三号研修）研修要綱

【Ⅰ】受 講 資 格

日本ALS協会岩手県支部喀痰吸引等研修（第三号研修）受講資格を以下に定める。

1. 日本ALS協会岩手支部喀痰吸引等研修（第三号研修）登録研修事業にご理解いただける者
2. 以下の資格の所有している者
介護福祉士、実務研修修了者、初任者研修者、重度訪問介護従業者養成研修修了者
3. 秘密保持ができる者
4. 実地研修協力者を確保でき、その承諾を得られる者
5. 受講料を支払った者
6. 所属する事業所または受講者本人が損害賠償保険※に加入している者
※福祉事業者賠償責任保険 等

【Ⅱ】研修受講料の設定・管理

1. 受講料は次の通り定める。

受講者 1 名につき

	基本研修		実地研修	
	一 般	ALS協会会員（事業者）	一 般	ALS協会会員（事業者）
事務管理費	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
基本研修費	1 3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円		
実地研修費			8, 0 0 0 円	5, 0 0 0 円
合 計	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円

※ALS協会会員（事業者）とは受講者本人若しくは受講者が所属する事業者が会員である場合

<注意事項>

- *1人の利用者に対して1回の実地研修の申込で行う医療的ケアすべて含み実地研修1件と数えます。
例1) 1人の利用者に、口腔内吸引と胃ろう の経管栄養を行う →実地研修1件
例2) 利用者Aに口腔内吸引、利用者Bに胃ろう の経管栄養 →実地研修2件
- *実地研修中の行為について対象としている賠償責任保険への加入は、受講生個人または受講生の所属する事業所で行ってください。当研修機関では、当該事業所の賠償責任保険加入状況の確認等はいりません。

2. 受講料の授受は、申込み時に現金、振込みで行われる。
3. 受講者の責に帰すべからざる事由により受講継続が不能になった場合の取り扱いは次の通りとする。
 - (1) 基本研修開始前は基本研修と実地研修分を返還する（事務管理費は返還しない）
 - (2) 実地研修開始前は実地研修分を返還する（事務管理費、基本研修費は返還しない）
 - (3) 実地研修開始後はいずれも変換しない。